

柴田町 通学路交通安全プログラム
～通学路の安全確保に関する取組の方針～

令和5年10月

柴 田 町

1. プログラムの目的

平成 24 年以降、全国で登下校中の児童生徒が死傷する事故が相次いで発生しました。これを受け、平成 24 年 5 月に文部科学省、国土交通省、警察庁の 3 省より、通学路の緊急合同点検の実施及び必要な対策の実施を行うよう通知がありました。

この通知に基づき、柴田町では、小中学校の通学路において関係機関と連携して通学路合同点検を実施し、必要な対策を実施してきました。

しかしながら、令和 3 年 6 月千葉県八街市において、登校中の児童が死傷する痛ましい交通事故が発生している状況を町では重く受け止め、さらなる通学路の安全確保に向けた取り組みを行うため、関係機関の連携体制を構築することを目的として、「柴田町通学路交通安全プログラム」（以下「プログラム」という。）を策定しました。

今後は、本プログラムに基づき、関係機関が連携して、児童生徒が安全に通学できるように通学路の安全確保を図っていきます。

2. プログラムの推進体制

通学路の管理主体は町道、県道及び国道で異なり、安全対策も各道路管理者が講じるべきもの、警察が講じるべきものと様々で、関係者各々が独自に対策を講じるだけでは十分に効果が発揮されないことがあります。

効果的な交通安全対策を実施するため、以下をメンバーとする「柴田町通学路安全推進会議」（以下「推進会議」という。）を設置します。本プログラムにおいて、都市建設課を本組織における事務局とします。

機 関	役 割	関係区分
柴田町都市建設課	・ 推進会議の開催に関する事 ・ 所管道路における道路管理、安全 施設の整備に関する事	・ 町道
柴田町教育総務課 (スクールガード・リーダー)	・ 通学路合同点検に関する事 ・ 通学路に関する事 ・ 交通安全教育に関する事	・ 各小学校 ・ 見守り隊
柴田町まちづくり政策課	・ 交通安全の普及啓発に関する事 ・ 交通安全施設の整備に関する事	・ 交通安全施設
大河原警察署交通課	・ 交通規制に関する事 ・ 指導、取締りに関する事	
大河原土木事務所	・ 所管道路における道路管理、安全 施設整備に関する事	・ 県道

3. 取組方針

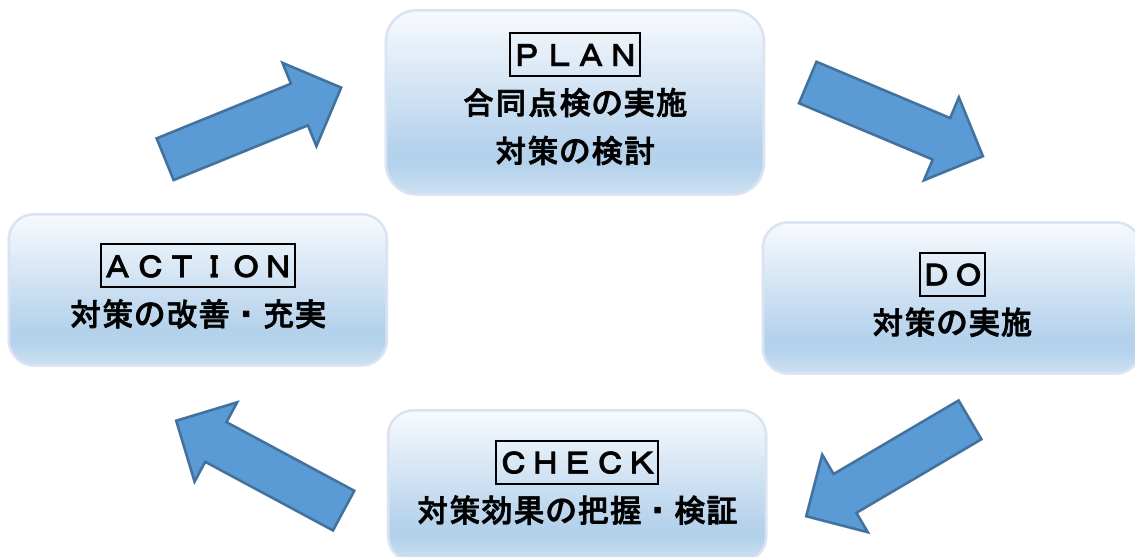
(1) 基本的な考え方

継続的に通学路の安全を確保するため、関係機関による合同安全点検を継続するとともに、点検結果に基づく対策の実施、実施後の対策効果の把握・検証、検証結果による対策の改善・充実を行います。

これらの取組みをPDCAサイクルとして繰り返し実施し、通学路の安全性の向上を図ります。

なお、プログラムの内容については、運用していく中で改善などが必要になった場合は、推進会議に諮ったうえで、適時見直します。

通学路安全確保のためのPDCAサイクル



(2) 通学路合同点検の実施

① 合同点検の趣旨

通学路等における危険箇所を関係機関が合同で点検し、それぞれの立場から安全対策について検討します。

② 合同点検の実施時期

1年に1回、小学校学区ごとに合同点検を実施します。実施時期は、路面凍結時の危険個所の把握が必要であることから、夏期と冬期を隔年で行います。

その他、緊急時等必要に応じ随時点検を実施します。

③危険箇所の抽出

各小学校区の見守り隊、スクールガード・リーダー、教職員等の意見を集約し通学路の危険箇所の抽出を行います。

④合同点検の体制

都市建設課、教育総務課、まちづくり政策課、大河原警察署、スクールガード・リーダーが参加し合同点検を実施します。

⑤対策の検討

合同点検の結果から明らかになった対策が必要箇所については、箇所ごとに、歩道整備や防護柵設置のようなハード対策や交通規制、交通安全教育のようなソフト対策など必要箇所に応じて具体的な実施メニューを検討します。

⑥対策の実施

検討した実施メニューについて関係機関が相互に連携を図り、円滑な実施に努めます。

⑦対策効果の把握・検証

合同点検結果に基づく対策実施後の箇所等について、実際に期待した効果が上がっているのか、また、児童生徒が安全になったと感じているのかを確認するため、児童生徒や保護者に対し意見を聴くなど、対策実施後の効果を把握するための手法を検討し実施します。

⑧対策の改善・充実

対策効果の把握・検証によって得られた結果を踏まえて、対策内容の改善充実を図り、より効果的な対策を講じるよう努めます。

4. 合同点検箇所の公表

点検箇所や対策内容については、小学校区毎に「対策一覧表」及び「対策箇所図」を作成し、推進会議メンバーで共有するとともに、年度毎に柴田町ホームページにおいて公表します。

5. フロー図

